

昭和毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

◇監査公告 給与事務所の定期監査の結果公表  
鳥取県信用保証協会の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年四月六日

鳥取県監査委員 松本利治

同 同 同  
監査個所 井 荻 原 治 郎  
中部給与事務所 戸 田 善 一

西部 同 執行年月日  
東部 同 昭和三十六年一月十二日

同 二十六日

同 二月三日

## 給与事務所

昭和三十五年度にかかる各給与事務所の定期監査を行ったのであるが、従来の主管業務である小、中学校教職員の給与事務等のほか、本年度は体育保健課の依頼によつて学校給食事務全般についても指導し、特に給与事務については二回にわたる給与ベースの改訂もあり、殊に十二月の改訂については年末調整との関係もあつて事務がふくそ、うし、小数の陣容で所業務遂行に努力していだ。

本監査を通じ指摘される共通事項は概ね次のとおりで

00476

00475

ある。

一 学校給与事務指導について

旅費の支給状況をみると絶対額が少いため打切り、権利放棄等により処理しているが、各所とも取り扱いがまちまちであるので主管課において処理方式の統一を図り、指導の徹底を期する要がある。また、通勤手当については従来の事務処理方法を簡素化して毎月学校から提出される通勤状況確認報告書に基いて管理職手当とともに支払いしている。その他特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当はいずれも資金前渡受領者である校長の証明によつて支払しており、学校側の責任において処理する度合は漸次増大している実情にかんがみ、学校備付けの関係諸帳簿の点検整備等、学校事務指導については一層配意の要がある。

二 扶養家族の再認定等について  
昭和三十二年度以降再認定を実施していない。経済情勢の変動によりその後の異動も予想されるので、給与事務の適正を期するため再認定の逐次実施につき考

慮の要がある。

また、扶養家族に異動があつた場合、本人からの届出が遅れ支払事務にそぐわ来たしている例が多く見受けられる。即時届出の履行について勧奨指導の要がある。

三 任免等発令事務の迅速化について

教職員の任免等発令事務は逐次改善されつつあるが、産休代員等臨時職員の発令事務が依然として遅れがちであるため、事務処理に支障を來しているので、これが迅速化につき主管課は善処の要がある。

四 出先機関組織運営の合理化について

中、西部給与事務所と本課分室制度については毎回の監査で指摘しているとおりで、地教委、その他外部団体との連絡、指導及び内部業務運営について種々支障が認められる。行財政効率化的面からむしろ集中経理も考えられるので第一線組織運営の合理化について当局の考究善処を要望する。

中部給与事務所 昭和三十六年一月二日監査

監査委員 松本利治 同荻原治郎

一 学校事務指導についてはブロック別研究会、新規給与事務担当者研修会等を実施するほか、個別指導についても本年度は特に制度改正によつて、新しく支給されことになつた特殊勤務手当(多学年学級担当手当)の支給状況につき該当分校を実地に指導する等、学校事務指導に努力していた。

また、管内小、中学校で使用する諸帳簿等事務様式を統一し八十種類に及び共同印刷を実施し、事務処理の円滑化と、経費の節減に相当の成果をおさめていたことは結構である。今後のあつせん援助に格別の配意を望む。

一 当所職員は所長ほか六名で一名の減少をみたが、事務配分の合理化により業務運営に努力していくことは、結構である。

とくに、本年度は地教委、学校諸帳簿様式統一の研究(三十六年度実施見込)のほか、解説的資料の提供による事務処理の促進、学校の特殊性を考慮した重点的個別指導(計画五〇、実施三九)等その強化についていた。

二 扶養家族、通勤等の移動届出の遅延のため誤払による過年度返納金が相当件数あつたので、学校当局者の指導の徹底を図る要がある。

三 三十五年三月三十一日付退職した教職員四名の退職発令が遅延したため四月分俸給及び諸手当等一三〇、七九〇円支給され、これが返納について監査時未解決のままであつたが、早期に整理すべきである。

西部給与事務所 昭和三十六年一月二十六日監査

監査委員 松本利治 同戸田俊己

東部給与事務所 昭和三十六年二月三日監査

監査委員 松本利治

証の円滑化に努め全国的にも優位な保証実績を挙げられていたことは同慶に堪えない。

しかしながら、後述するように今後の保証伸張は、県内企業の実態から余り大きな期待は望み難いと考えられるので、保証後の債権管理に注意し償還の促進、期限到来のものの期間延長、未収保証料の徴収等に一層努力を要し、さらに、内部的には管理体制を強化し、組織及び運営の合理化を努め保証業務の健全運営に格別の配意を要望する。

なお、保証業務の細部事項は概ね次のとおりである。

## 一 出えん財産の状況

(県 分)

昭和三十四年度まで 八六、〇〇〇千円

" 三十五年度 小 計 四、〇〇〇千円

(その他)

市町村 五八、七〇〇千円

五一、八〇〇千円

二 保証業務について

鳥取市

米子市	三、五〇〇千円
岩美町	二、三〇〇千円
倉吉市	一、〇〇〇千円
境港市	一〇〇千円
金融機関	三、三三〇千円
その他(団体)	一千円
合計	一五二、〇四一千円

であつて、前年度末一四七、三四一千円に対比し四、七〇〇千円増加していた。

これは県出資金四、〇〇〇千円、米子市二〇〇千円、岩美町一〇〇千円、金融機関(合銀)四〇〇千円となつてゐる。

なお、十二月末現在保証基金総額は前期末利益金四、五八五千円を加え一五六、六二六千円となり、このほか本年度借入金信用保険公庫三五、〇〇〇千円、鳥取、米子市から三、七〇〇千円計三八、七〇〇千円も基金に準じて運用されている。

一 学校事務指導については郡市別ブロック会議を開催する等、集団指導に努めているが、個別指導についても管内一一七校のうち監査時現在までに僅かに七校(学校給食事務指導一二校)しか実施していないなかつた。さきに述べたとおり学校側の責任において事務処理される度合の大きい現状からして、実地指導の強化について一層努力の要がある。

二 旅費の支払状況を見ると、年度当初から全然精算をされていない学校が見受けられた。適時精算するよう指導すべきである。

## 鳥取県監査公告第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年十二月末日現在にかかる鳥取県信用保証協会の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年四月六日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

今回の監査は、昭和三十五年十二月末現在において県が拠出している出資金及び貸付金の運用状況と、これに関連する協会の運営全般にわたつて実施した。

その結果県の出資金及び貸付金は市町村、その他金融機関等から出資された出えん金及び政府機関からの導入資金とともに有効適切に活用され、しかも少数役職員をもつてよく保証の伸張をばかり、県下中小企業の金融保

監査箇所 同	監査箇所 同	監査箇所 同
戸田俊巳	戸田俊巳	戸田俊巳
執行年月日 昭和三十六年一月三十一日	執行年月日 昭和三十六年一月三十一日	執行年月日 昭和三十六年一月三十一日

鳥取県信用保証協会

昭和三十六年一月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治

監査委員 松 本 利 治

監査委員 松 本 利 治

鳥取県信用保証協会

昭和三十六年一月三十一日監査

荻原治郎

		区 分		復 興 分		保 証 分		保 証 承 諾		件 数		金 額 A		保 証 申 込		拒 絶			
		計		昭 和 三 十 三 年 度		昭 和 三 十 四 年 度		昭 和 三 十 三 年 度		昭 和 三 十 四 年 度		件 数		金 額		件 数		金 額	
大 口 保 証	昭和三十三年度 四月中	一、三六	五六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	
小 口 保 証	昭和三十四年度 四月中	一、三六	五六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六	
差 引 増 減	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証		

## 3 保証分類

		内 許		内 分		内 興		内 保		内 金		内 額		内 比		内 件		内 金	
		内 許		内 分		内 興		内 保		内 金		内 額		内 比		内 件		内 金	
大 口 保 証	昭和三十三年度 四月中	一、三六	五六	一、三六	一、三六														
小 口 保 証	昭和三十四年度 四月中	一、三六	五六	一、三六	一、三六														
差 引 増 減	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証	大 口 保 証		

であつて中部地区が著しく伸びたことは、倉吉連絡所を開設し業務の伸張を図つたことによる。

(単位千円)

区 分		保 証 申 込		拒 絶		申 込 取 消		查 定 減		保 証 承 諾		A/B %	
地 域 別	件 数	金 額 A	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額 B	件 数	金 額	
三 三 年 度	一、九二	九七七、三四九	一	一	一	一	一	一	一	九二三、〇九	一	九二三、〇九	
三 四 年 度	一、九三	九七七、三四九	一	一	一	一	一	一	一	九二三、〇九	一	九二三、〇九	
三 五・一 二 中	一、三四二	六五七、二五九	四	一、七七〇	一、七七〇	二	一、七七〇	一、七七〇	二	一、七七〇	一	一、七七〇	
境 境	鳥 取	八七	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	
米 倉	吉 子	三三	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	
港	大 直	九五	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	
倉	吉 吉	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	
界	境	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	一九四	
（単位千円）													

昭和三十四年度の年間保証額は一、〇五六、〇七七円で、昭和三十三年度に比較し一〇九、〇一八千円増加しその比率は一一%伸びている。これは主として伊勢湾台風等による保証申込(三四六件、二三

い承諾が実施されている。

2 地域別保証実績状況は、

昭和三十五年四月九、七六八千円)の増によるものである。

また、保証申込に対してはいざれも一〇〇%に近

00482

00481

昭和三十四年度は伊勢湾台風による被災者に対し個人三、〇〇〇千円(一般二、〇〇〇千円)法人五、〇〇〇千円(一般四、〇〇〇千円)中小企業等協同組合三〇、〇〇〇千円(一般二〇、〇〇〇千円)に増わくし、概述したように保証実績は著しく伸び、その一件当たりの金額も昭和三十三年度四九五千円、昭和三十四年度五四〇千円、昭和三十五年度(十二月)五五一千円とかなり大口化の傾向を示している。

円、昭和三十五年度(十二月)五五一千円とかなり大口化の傾向を示している。

(単位千円)

区分	昭和三十三年度中			昭和三十四年度中			昭和三十五年十二月中		
	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	比
一〇万円以下	四三	三〇、九〇〇	三・三%	一九	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%
二〇万円々	四三	三〇、九〇〇	三・三%	二三	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%
五〇万円々	六九	一〇一、三四〇	一・六%	一九	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%
一〇〇万円以下	三四	一八三、七七七	二・三%	二三	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%
五〇〇万円々	三七	四三、七一	五・〇%	一九	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%
一、〇〇〇万円々	五五	三三、〇〇〇	三・五%	一九	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%
計	一九三	七四〇、〇〇〇	一〇〇	一九	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%

であつて、既述したように漸次大口金額の率が多くなつてきている。

### 5 期間別保証状況は

(単位千円)

期間別	昭和三十三年度中			昭和三十四年度中			昭和三十五年十二月中		
	件数	金額	比	件数	金額	比	件数	金額	比
三ヶ月以下	三六	一四、〇九〇	三・一%	一九	一四、〇八九	一・三%	一六	一三、八五九	二・七%
六ヶ月々	六一	一四、〇九〇	三・一%	二九	一四、〇八九	一・三%	一九	一三、八五九	二・七%
一ヶ月々	七三	一〇・三	一・六%	一九	一四、〇八九	一・三%	一九	一三、八五九	二・七%
二ヶ月々	二三	三一、七〇	五・三%	一九	一四、〇八九	一・三%	一九	一三、八五九	二・七%
三ヶ月々	二六	一三、一〇	二・一%	一九	一四、〇八九	一・三%	一九	一三、八五九	二・七%
三ヶ月以上	一九	一〇・八	一・六%	一九	一四、〇八九	一・三%	一九	一三、八五九	二・七%
計	一九三	九七、〇九五	一〇〇	一九	一四、〇八九	一・三%	一九	一三、八五九	二・七%

であつて一ヶ月以下の保証は逐年それ以上の長期保証に移行している。

また、これらのうちには期限が到来し期間延長を要するものがある。

6 代位弁済後における回収状況は、

1

十二月末現在合計残高試算表は別表一のとおりで

三、残高試算並びに收支予算状況

であつて、このほか保証期限の経過したもので代位弁済をするもの等が二千六百七十万余円(元金及び利息で未請求のもの)が見込まれてゐるので、結局監査時において、五千四十万余円が昭和三十六年度以降の代位弁済を要するものである。

計

保出(完済見込)のもの 六四、四二四千円

条件変更(期限延長)によるもの 六、三四三千円

再保証に切り換へるもの 四、五二四千円

今後代位弁済をするもの 二三、七八一千円

十二月末現在における代位弁済請求額は八千一百五十七万二千余円(元金のみ)に対し、本年度において一千七百五十万余円の代金弁償が見込まれてゐるので差引き六千四百七万二千余円が保出となる予定であつたが、これをさらに、分類してみれば

8 十二月末現在における代位弁済請求額は八千一百五十七万二千余円(元金のみ)に対し、本年度において一千七百五十万余円の代金弁償が見込まれてゐるので差引き六千四百七万二千余円が保出となる予定であつたが、これをさらに、分類してみれば

今後代位弁済をするもの 二三、七八一千円

再保証に切り換へるもの 四、五二四千円

条件変更(期限延長)によるもの 六、三四三千円

保出(完済見込)のもの 六四、四二四千円

六四、〇七二千円

であつて、このほか保証期限の経過したもので代位弁済をするもの等が二千六百七十万余円(元金及び利息で未請求のもの)が見込まれてゐるので、結局監査時において、五千四十万余円が昭和三十六年度以降の代位弁済を要するものである。

であつて代位弁済総額二億一千五百余万円(元金代位弁済額一八四、四三七千円、利息代位弁済額三〇、六九〇千円)に対し一億一千一百余万円(元金九五、六四四千円、利息一五、九〇三千円)を回収し、このほか四ヶ年を経過し回収不能等のため三千一百余万円を求償権償却としているので、これを差引き七千一百余万円が求償権現在額となる。

7 前号回収金のうちには受取保険料が含まれておる

(単位千円)

年 度 别	保証承諾額		代位弁済額		弁償率	回 収 額		回 収 率	求償権償却額		求償権現在額	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額		件数	金額	件数	金額
昭和三十四年度末	四七四	三、五四、三四	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	三、三八	三、三八	三、三八	三、三八
昭和三十五年四月	一、五四	一、五四	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八	一、三八
累 計	八九三	四、二五、五〇〇	二四	二四	二四	二四	二四	二四	三、九八	三、九八	三、九八	三、九八

が、十二月末現在における保証保険料収入四千一百二十三万九千余円(保険加入の場合につき代位弁済額に対し七〇%相当額の保険金収入)に対し債務者よりの回収金一千四百三十三万七千余円を中小企業保険公庫に返納しているので、差引二千六百九十万二千余円が実質的保険金収入となるので、前記求償権現在額と併せて考慮すれば九千八百五十六万四千余円が債務者に対する求償権現在額ともなる。

## 2 収支予算の執行状況は別表のとおりである。

## 四 組織機構及び役職員の状況

1 協会組織機構は、昨年七月内部機構の改革によつて、総務、調査、管理の課制とともに従来から設置されている米子連絡所のほか、倉吉地区に連絡所を新設し、その体制確立が図られていた。

2 役職員は理事一七名、監事三名、職員二五名(内米子四、倉吉二常駐)により構成されていた。なお、このほか、鳥取、米子、倉吉の三地区に予備審査員二〇名が委嘱されている。

## 1 保証基金について

12月末現在基金総額一五六、六二六千円をも

保証現状の概要		保証実態の分析	
区分	求償権現在額	同上総金額	うち担保物件を徴しているものの額
一般	七七	一九、九八六	四五
復興分	五七	一九、九八六	四五
鳥取地区	一五六	二二、六四七	四五
米子地区	八六	一三、三九六	二九
吉地区	一三	一、七〇七	八、二四四
分 境・港 地 区	一三	一、七〇七	四、五四二
計	三八九	七一、六六二	一三八
		三五、三四四	

（）十二月末現在における求償権現在額のうち、担保物件を徴しているものは、

の多額に上つており、これがひいては代位弁済の要因となるので、更に関係金融機関と密接な連けいを図り、  
償還期限の履行に努力せしめる要がある。

（）十二月末現在における求償権現在額のうち、担保物件を徴しているものは、  
ので、再検討し金融機関及び市町村に対しこれが  
増額協力方要請に努力の余地がある。

とに保証現在高の割合は九、二倍となつてゐるが、  
近く経営基準の改訂に伴つて今後の保証最高限度  
額（従来基金の一〇倍）は基本財産と流動資産の  
率から限度額が決められる予定であったが、この  
方式から現在の保証平均残をもとに算出すると保  
有基金額は二一二、〇〇〇千円程度必要とされ、  
現在の基金額と借入金等を合わせてみてもなお  
かつ、一四、〇〇〇千円程度不足を生じることにな  
るので、基金の造成措置を講じて長期資金繰りの  
円滑化をはかる要がある。なお、監査後において  
保険公庫から一八、〇〇〇千円の特別融資を導入  
し得ることとなつたことは同慶である。

（）十二月末現在の機関別出えん率は県五九・二%、  
市町村三八・六%、金融機関その他二・二%で、  
ほとんどが県、市町分である。中でも金融機関の  
出えん率は全国平均（六・五%）よりかなり下廻  
つてゐる。

また、市、町分についても復興分を除き地区別

保証実態からみると不均衡が如実に現われてゐる  
ので、再検討し金融機関及び市町村に対しこれが  
増額協力方要請に努力の余地がある。

## 2 保証事務

（）専務専決による小口保証実績はかなりの実績を  
挙げているが既述したように近年一件当たりの保証  
金額も漸次大口化の傾向にあり、また、他県の例  
にかんがみ、現行の小口保証限度（三〇万円）を少  
くとも五〇～七〇万円程度まで引上げ、小口保証  
の円滑化を期すべきである。

（）保証承諾前における内部審査は調査担当者のほ  
か、関係職員の合同審議によつて比較的厳正が期  
せられているが、近時大口保証者の倒産の恐れあ  
れる風評相次ぎ、また代位弁済漸増の傾向が見受け  
られるので、小口保証限度拡大の考慮及び貸付期  
間の長期化とも相俟つて合同審議前の信用調査に  
は一層慎重を期すべきである。

## 3 保証後の管理について

三四〃	一三、六四四	二、六九七
三五年十二月	三一、九一七	五、三六四
累 計	一〇、二二六	二一、七〇一

であつて、本年度において更に九百四十万余円の求償権償却が予定され、三十六年度以降においても相当額の増加が避け得られない見込みであるが、償却前の回収努力とともに償却部分についても債権確保に一層配慮し、欠損の抑制につき努力が必要である。

4 出納その他事務について

(一) 保証料は金融機関で代理徴収し、その報告に基

き受入処理しているが未達分がかなりあるので、早期整理すべきである。なお、金融機関からの報告は書式を統一し、日報によつて自然的に報告を受け得られるような方法の工夫検討を望む。

(二) 協会と金融業者間に取り交わしている約定書第

四条によれば、被保証者が分割弁済の場合の支払

債権確保の処置状況は

調停成立のもの

示談割合中のもの

競売中〃

競売予定〃

回収不能と見込まれるもの

計

九八件 一〇、二六四千円 一四%

一八七

三三、一七〇 一〇、九七五

三七

四六 一六 一八

四一

二六

一二、九三三 四、三二一

三八九

七一、六六二

六

であるが、これ等に対しても保証目的の達成と、これが円満な回収策につき一層の工夫と努力を要望する。

(三) 求償権償却状況は

(単位千円)

年 度 别	求 償 権 償 却 額	回 収 額	差 引 現 在 額	考 備
二 八 年 度	二、五六二	六八		
二 九 ク	一、二六三	八二		
三〇 ク	三、二五三	三三〇		
三一 ク	二、二一〇	六六七		
三二 ク	九、九八六	一、一〇八		

		会計期別資本部積金						
		特種会社出資	普通会社出資	出資差異	資本準備金	資本積立金	資本償却	資本利子
事 業 外 支	出	1,000,000	10,000,000	9,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	1,000,000
事 業 外 支	入	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000
事 業 外 支	合 計	11,000,000	20,000,000	9,000,000	11,000,000	20,000,000	1,000,000	11,000,000
		会計期別支払金						
事 業 外 支	出	1,000,000	10,000,000	9,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	1,000,000
事 業 外 支	入	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000
事 業 外 支	合 計	11,000,000	20,000,000	9,000,000	11,000,000	20,000,000	1,000,000	11,000,000

合 計 残 高 試 算 表

昭和三十五年十二月三十日現在

		借 方			勘定科目			貸 方	
		残高	合計	方	保証金	未収債権	現金	合計	残高
金	四百一十五万六千九百八十六円七十七分				五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	一、二八二万零六千九百五十一円六百四十九分	五百四十一万一千五百零五円六百四十六分		
支	四百一十五万六千九百八十六円七十七分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分		現	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	一、二八二万零六千九百五十一円六百四十九分	五百四十一万一千五百零五円六百四十六分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分
金			五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	現	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	一、二八二万零六千九百五十一円六百四十九分	五百四十一万一千五百零五円六百四十六分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分
券			五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	金	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	一、二八二万零六千九百五十一円六百四十九分	五百四十一万一千五百零五円六百四十六分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分
金				金	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	一、二八二万零六千九百五十一円六百四十九分	五百四十一万一千五百零五円六百四十六分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分
券				金	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	一、二八二万零六千九百五十一円六百四十九分	五百四十一万一千五百零五円六百四十六分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分	五百二十九万九千九百五十九円六百九十九分

に基いて処理することとしているが、経営基準の改訂等によつて現行経理方式も若干變る見込みであつたのでこの際協会独自の財務規程制定につき検討考慮し、経理諸手続の厳正を期することが適当である。

5 その他の業務改善について

業務改善要綱が理事会の議を経ていたが、なんぜく、イ 自主監査の強化、口 米子市連絡所の昇

格と、保証権限の委任、ハ 保証料の引下げ、ニ 保険公庫の保険料率及び金融機関の協会保証分に対する貸付金利の引下げについての要請、ホ 協会人事の刷新と適正配置と、機動力整備による業務の能率化等については速かにその実現を期されんことを要望する。

